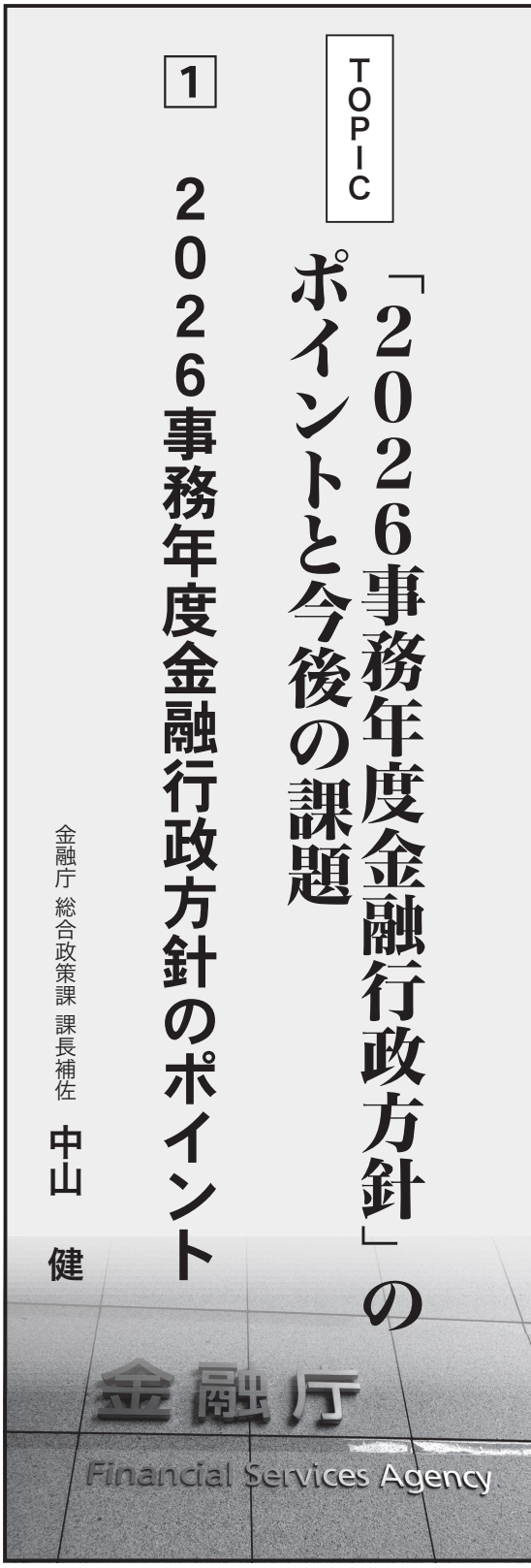
TOPIC

「2026事務年度金融行政方針」のポイントと今後の課題

1 2026事務年度金融行政方針のポイント

金融庁 総合政策課 課長補佐 中山 健



はじめに

金融庁は、2026年9月、「2026事務年度金融行政方針」を公表した。本事務年度は、同年7月に「成長投資を促進するための金融戦略―資産運用立国のアップグレード―」（以下、「金融戦略」という）が策定・公表されたばかりであることを踏まえ、金融戦略との記載の重複を避けつつ、補完が必要な項目を中心に金融行政方針を取りまとめた。

金融戦略には、金融機関・市場の機能発揮、コーポレートガバナンス改革等を通じた企業の成長投資の促進、アセットオーナーの機能向上、資産運用サービスの高度化、家計の安定的な資産形成、金融インフラへの投資の促進等の施策が盛り込まれている。金融行政方針では、金融戦略に掲げられた施策の着実な具体化・実行に取り組むとともに、金融システムの安定と金融への信頼の確保や、AIによる業務改革と人材・組織の強化を通じた金融行政のさらなる進化に取り組むこととしており、これらの取組みを、「金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する」「金融システムの安定や市場の公正性・透明性を確保する」「国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる」という3つの柱に沿って示している。

本稿では、各柱に掲げられた取組みを概括していく。本事務年度に金融庁が取り組む施策の全体像については、金融戦略と金融行政方針を併せてご覧いただきたい（図表1、2に主な施策・ポイントを示す）。

なお、本稿は「2026事務年度金融行政方針」公表時点の情報に基づいて執筆している。また、本稿における意見に係る部分は筆者の個人的な見解であり、筆者の所属する組織を代表するものではないことをあらかじめお断りする。

一 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する

金融戦略に掲げられた施策の着実な具体化・実行に取り組み、企業の成長投資や事業再構築・再編を金融面から支えるとともに、国民が経済成長の成果を最大限享受できる環境を整備する。

TOPIC

2 2026事務年度金融行政方針と金融機関に求められる取組み

弁護士・ニューヨーク州弁護士　今野 雅司



はじめに

金融行政における重点課題および金融行政に取り組むうえでの方針を記した「金融行政方針」の2026事務年度版が2026年9月に金融庁から公表された。

2026事務年度の金融行政方針は、2025事務年度と同様の3部構成となっている。具体的には、「金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する」「金融システムの安定や市場の公正性・透明性を確保する」「国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる」の3部において、昨事務年度と同様の項目を概観して説明している。もっとも、2026事務年度では、2本目の柱の「金融システムの安定や市場の公正性・透明性を確保する」において、経営陣の姿勢、組織文化等を含めた真因分析や、内部監査部門の自律的な検証・牽制機能の高度化等、保険会社や協同組織金融機関等で不祥事が続発する近時の動向を意識した記載もみられる。

他方、2026事務年度は、先行して7月に内閣官房（日本成長戦略本部事務局）より「成長投資を促進するための金融戦略―資産運用立国のアップグレード―」（以下、「金融戦略」という）が公表され、金融行政方針は金融戦略との記載の重複を避けつつ補完が必要な項目を中心に記載されている。この関係から、金融行政方針自体は2025事務年度の20頁から17頁へと若干スリム化されている。

本TOPICの「1」（本号4頁以下）において、「2026事務年度金融行政方針」に掲げられた金融庁の取組みが概括されている。そのうえで本稿では、金融行政方針の位置づけや2026事務年度金融行政方針の概要につき簡単に説明し、金融行政方針および金融戦略の記載事項のうちコンプライアンス等の観点から特に重要なポイントおよび金融機関に求められる取組みにつき概説する。なお、本稿において意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属し、またこれまでに所属したいかなる組織・団体の見解を示すものではない。

一　金融行政方針の位置づけと本事務年度金融行政方針の概要

1　金融行政方針とは

金融庁は、2015事務年

東海地区
判例研究会
Report

窓口金融機関の電子記録債権に対する商事留置権の成否（下）

――福岡高判令和７・４・17金融・商事判例１７３４号36頁

南山大学 法学部 教授 佐藤 勤



三 検 討（承前）

4 「商行為によって自己の占有に属した」とは

(1) 「自己の占有に属した」とは

本件各でんさいは、X銀行と破産者との間の利用契約に基づき、破産者から発生記録の請求依頼を受けたX銀行がこれをでんさいネットに取り次ぎ、でんさいネットによって発生記録がされることにより発生したものである。したがって、本件各でんさいの発生に至る過程には、X銀行および破産者双方による商行為が介在している。

問題は、本件各でんさいが、X銀行の「自己の占有に属した」といえるかである。「自己の占有に属した」とは、通常、「自己のためにする意思」をもって目的物を「所持」することをいうと解される（民法１８０条）。「所持」とは、社会通念上、その「物」または「有価証券」がその者の事実的支配に属するというべき客観的関係をいう（注18）。もっとも、電子記録債権については物理的な所持が観念できないため、以下では、電子記録に対する事実的支配を「占有」ないし「準占有」として構成することができるかが問題となる。事実的支配であるから、法律上の権限、すなわち本権を有するかどうかを問わない。電子記録債権は、少なくとも伝統的な意味での「物」または「有価証券」ではないため、その電子記録に対する事実的支配を占有として構成することには理論上の問題がある。もっとも、民法２０５条の準占有の考え方を踏まえれば、電子記録債権に対する事実的支配を、商法５２１条にいう「占有」に準占有を含めることを前提として、「準占有」と捉えることも考えられる（注19）。

「自己のためにする意思」は、自己の利益のためにする意思、換言すれば所持による事実上の利益を自己に帰せしめようとする意思と定義される（注20）。消極的利益しか受けない場合でも、所持による事実上の利益を自分に帰せしめようとする意思が認められる（注21）。消極的に利益を受けるとは、他人の物を他人のために保管する受寄者や運送人のように、所持による利益を受けるのは他人であり、自分は積極的利益を受けないものの、所持を失えば責任を問われるなどして損失を受けるおそれがあるため、消極的な利益を受ける場合をいう（注22）。

倒産法解釈の「変容」と「解釈立法」の境界

東畠法律事務所 弁護士
東畠 敏明

はじめに

２００１年の私法学会のシンポジウム（注１）において、倒産実体法と一般実体法の関係（注２）について「倒産手続と民事実体法」と題して「契約」「担保」「債権」「人」をテーマとして議論がなされた。この学会での主題は、倒産開始決定がこれを境に一般実体法の解釈に影響しその結果、倒産実体法解釈に変化を及ぼすこととその法理の検討であった（注３）。ここでは概ね、倒産法研究者は、これを民事実体法解釈の「変容」もしくは一般実体法解釈からの「独立性」または「連続性」と表現し、民事実体法研究者は倒産実体法解釈の「刷新」と一般実体法解釈との関係の「存続」（注４）として、これらを総じて倒産法秩序による一般実体法解釈の「変容」として議論した。

「変容」については、倒産法秩序を優先させることを許容する「刷新説」（倒産実体法に、一般実体法の基礎法理と異なる独自の法解釈を容認する方向にある）（注５）と、あくまで民事実体法法理の原理・原則を維持しようとする「存続説」（一般実体法の原理・原則を重視し、倒産実体法解釈には例外的な修正を加えようとする方向にある）に分類されて議論がなされたように思われる（注６）。

この２００１年の私法学会の後、民訴学会および倒産法学界の主導者でもある伊藤眞教授と山本和彦教授が、この「変容」に関して「刷新説」的な論稿を発表された（両教授とも自説を「刷新説」とされているものではない（注５参照））。ただし、筆者は両学説とも総論において「存続説」を論じられ、各論で「刷新説的」結論をとられていると考えている）。

２０１５年に山本（和）教授が、伊藤教授の提唱した「倒産法的再構成論」（注７）の変容の内容を「実体法的再構成（実体法上の理由から行われる再構成）」と「倒産法的再構成（倒産手続上の理由から行われる再構成）」（注８）に分類し、伊藤教授の「倒産法的再構成」の方向性を支持された（注９）。

２０１０年の民訴学会の「倒産法と契約」のシンポジウム（注10）の中で、「契約類型」について倒産法秩序による変化と解釈論が議論された。

一方、この間に一般実体法研究者からは「存続説」的思考での論稿が発表された（注11）。このことは、傾向として、倒産